

金融所得の一体化と損益通算制度： 課税と控除の均衡という視点から

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪樟蔭女子大学 公開日: 2022-02-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 越智, 砂織 メールアドレス: 所属:
URL	https://osaka-shoin.repo.nii.ac.jp/records/4805

金融所得の一体化と損益通算制度 —課税と控除の均衡という視点から—

学芸学部 ライフプランニング学科 越智 砂織

要旨：本稿は、損益通算を通じて金融所得の一体化を図ることを目的としている。

現行の所得税は、分類所得税の名残かつ所得の発生源泉や担税力の違いから所得が分類されているが、それを損益通算でまとめ、一本の税率表を適用することによって総合所得税を体现している。損益通算は単に分類された所得をまとめるだけの技術的なものではなく、むしろ損益通算が存在することによって包括的所得概念を体现しているといえる。本稿では金融所得の課税と控除のバランスという視点からその課税方法を統一し、金融所得の一体化を、損益通算を用いて実現した。

キーワード：金融所得、課税方法、譲渡損失、損益通算

第1章 はじめに

1-1. 目的

本稿は、損益通算を通じて金融所得の一体化¹⁾を行うことにより、包括的所得概念を体现するために、金融所得内で損益通算を行うことについて、課税と控除のバランスという視点から金融所得の整理を行うことを目的としている。

金融所得間の損益通算を可能にすることによって投資リスクの軽減効果を図り、その結果として、個人の納税義務者の担税力に応じた投資リスクが軽減され、さらなる投資の活性化に繋がることが期待できるものと思われる。

金融庁によれば「貯蓄から投資へ」金融資産の効率的な活用の移行が推進されているが個人の金融資産構成を見ると、欧米のそれに遠く及ばない²⁾。欧米ではすでに投資の割合が多くなっており、その理由として、現行所得税では金融所得の投資リスクに関して損益通算できず、軽減できないことが挙げられる。個人の金融資産の多くは現金・預金に傾斜しており、投資は欧米に比べるとわずかである。

このような現状に鑑みて、貯蓄から投資への金融資産の移行を早期に行うためには、税制の側面からのフォローが必要である。

そこで本稿では、損益通算を中心として、金融所得課税の一体化に向けた提言を行う。なお、本稿にいう金融所得とは、利子所得、配当所得、および譲渡所得(主に株式譲渡に係る譲渡損益)を差し、保険、年金等

は含まないこととする。

なお、本稿は二元的所得税³⁾をベースとしつつ、しかしなお包括的所得概念を前提として金融所得間の損益通算について論じる⁴⁾。

1-2. 現状と問題提起

本研究は金融所得内における損益通算のあり方について検討するものであり、それを中心として金融所得を論じるというところに大きな特徴がある。政府税制調査会金融小委員会では、金融関連所得について検討を行っている。金融所得の損失の控除をより広く可能とすることにより、投資リスクを軽減するとされているが、一方で所得税は暦年単位を採用していることから、金融所得は、毎年発生する所得(利子所得や配当所得)もあれば、納税義務者の任意によって、または臨時的に所得が発生する譲渡所得もあるなど、所得の性質の違いから損益通算を認めていない。このように金融所得の一体化には、解決しなければならない問題が多く存在しており、課税と控除の関係性においてはアンバランスとなっている。

まず金融所得内での性質の違いを明確に分類した上で、損益通算の可能性について論じる。損益通算の範囲を拡大することは、課税と控除のバランスからも適切であると考えられるが、他方で金融所得以外の他の所得との損益通算の問題についても検討する。

なお、本稿では現行の総合課税を包括的所得概念から二元的所得税に方向転換を想定せず、包括的所得概

念の中、現行の所得分類を変更することなく、金融所得の損益通算を論ずるものである⁵⁾。

1-3. 論文構成

本論文ではまず金融所得の性質とその違いについて述べる。金融所得といえ、その性質は異なり、そのため損益通算をすることが望ましくないと考えられている。そのため、各金融所得の性質の違いによる損失の捉え方が異なる。

次に、それらの金融所得の損益通算について論じる。他の所得の性質を鑑みると、金融所得はそれとの比較でいわゆる「足の速い所得」と言われている。そのため、それらを金融所得として通算することが担税力の観点からも望ましいと思われる。

その上で、課税と控除の観点から金融所得の損益通算を考察する。

第2章 金融所得の課税と損失の捉え方

2-1. 金融所得の課税の違い

(1) 利子所得

利子所得は源泉分離課税であり、20.315%の所得税、住民税および復興特別所得税が徴収されて課税関係が終了する。

利子所得が源泉分離課税になったのは、昭和25年のシャープ税制以降である。昭和26年当時は源泉分離選択であったが、昭和62(1987)年の抜本的税制改革により採用された制度は、まず、財形貯蓄を除く利子所得の非課税措置を、原則として廃止した。そして、国内で支払われる利子等を中心としてほとんどすべての利子所得を、一律源泉源泉分離課税制度の対象とした。これは、利子所得に対する課税を分離課税都市、金融機関等が利子等を支払う際に15%の税率で源泉徴収して国に納付することで、利子を受け取る納税者の納税義務が終了するという制度である。

このような制度は、「金融商品の多様性、浮動性、大量性に対応できる、簡素で中質的な制度」であるところに長所があると説明されていた。

この評価の意味は、次のように考えられる。まず、金融商品は非常に多種多様である。預貯金にも種類があるし、信託を使った商品も、合同運用信託や投資信託、また、投資信託も公社債だけに投資するのか、株式も投資対象に入っているのか、投資対象は国内で発行された金融商品に限られるのかどうかなど千差万別である。このため、多種多様な金融商品について税制上の有利不利があると、多くの金融商品を一律に源泉分離

課税の対象とすることは、投資に対する税制の「中立性」を確保する点で意味がある。さらに、1人の投資家が多数の金融商品を保有していることも珍しくなく、金融商品はきわめて大量に存在するから、そこから得られる所得への課税には手間がかからないのが望ましいともいえる。このような意味で、一律源泉分離課税は、「多くの種類があり、容易に投資先を変えられ、しかも大量に存在する金融商品」から得られる利子所得への課税方法として適切だと評価されたのである。⁶⁾

金融商品に対する所得課税については、そもそも総合課税、分離課税のいずれが適切かとの問題が基本となる。税制調査会金融課税小委員会においては、「…、垂直的公平を重視する立場や、所得種類間で同一の扱いを行うことが望ましいとする立場から、利子、配当、株式等譲渡益に対し将来的には総合課税化を目指すことが適当であるとの意見があった一方、水平的公平を重視する立場や、最適課税論の立場から、むしろ分離課税を望ましい税制として評価する意見があった。なお、総合課税を望ましいとする立場であっても、直ちに総合課税化することが難しい現状の下では、現行の分離課税の枠組みの中での適正化を図ることでその要請に応えようとする考えはあり得るところであり、例えば、株式等譲渡益の所得の性格や保有階層等に着目し、分離課税の枠組みの中で累進性を設けるといった選択肢は十分あり得よう。」⁷⁾としている。

(2) 譲渡所得（株式譲渡）

譲渡所得は、原則総合課税であるが、株式譲渡に限っては、その損失の発生が恣意的に行われることから分離課税となっている。

他方、利子所得は、源泉分離課税、配当所得は、総合課税および分離課税の選択制である。

これらのことから、損益通算を行うなら、課税方法の見直しが必要と思われる。

2-2. 金融所得の損失の捉え方

(1) 利子所得

利子所得は、経済的に見れば、それは一定の期間の資金を他人に利用させることの対価であり、また、それを私法的に見れば、金銭消費寄託（または金銭消費貸借）の対価である⁸⁾。利子所得は、収入金額が所得として把握されるため、必要経費を必要としない。

収入を得るのに明らかに何らかの経費がかかる場合に、それを無視するということはよほど強い政策的な理由がなければ考え難いため、この規定から「利子所得

は経費のかからない所得」と言えよう。そしてこのことから、利子所得という類型は、手に入れるのにほとんど経費がかからないような（かかっても無視できるような）所得である。このことから利子所得の計算上は何らの支出も差し引けないということになる⁹⁾。したがって、利子所得はそもそも損失が発生しない所得形態であることが導き出せよう。

(2) 配当所得

所得税法によれば、配当所得は、原則総合課税の対象となる。しかし、租税特別措置法に重要な例外規定がある。

少額配当ならびに一定の上場株式等の配当については、源泉徴収されたままで申告不要を選択することができる。

上場株式等（発行済株式総数等の3%以上を保有している株主の受ける配当を除く）の配当所得については、従来の総合課税に代えて、申告分離課税を選択できる。申告分離課税を選択した場合の税率は、原則として20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%）となる。なお、申告分離課税を選択した場合は、配当控除の適用は受けられない。

申告分離課税を選択した場合は、損益通算の特例として、上場株式等の配当所得等の金額から、その年分に生じた上場株式等および特定公社債等の譲渡損失の金額、またはその年の前年以前3年以内に生じた上場株式等および特定公社債等の譲渡損失の繰越控除金額（前年以前に既に控除したものを除く）を控除することができる。

配当所得は利子所得と異なり、必要経費が認められており、株式等を取得するために要した負債の利子がそれに該当する。

(3) 株式譲渡損益（譲渡所得）分離課税

株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失があるときは、その損失の金額は、株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額相互間で通算することはできる（ただし、上場株式等と一般株式等の相互間では通算できない）が原則としてその他の所得金額からは控除できない。ただし、一定の上場株式等の配当所得および特定公社債等の譲渡損失について申告分離課税を選択した場合は、その配当所得等の金額から上場株式等および特定公社債等の譲渡損失の金額を控除することができる。そのほか、上場株式等および特定公社債等の譲渡についての課税に関しては、さまざまな特例が設

けられている。

(4) 検討

性質が異なる金融所得をどう整理して損益通算が可能となるようにすべきであろうか。

水野教授は利子所得を損益通算の対象とすることについて、「…、利子所得は、源泉徴収（源泉分離課税）される所得であるため、源泉分離課税としつつ、損益通算制度を行うことは不合理である。利子所得も経常所得であり譲渡所得とは性格が異なるが、株式譲渡損失の範囲を利子所得まで広げると、株式投資の一層のリスク軽減を図ることができる。そのためには、現行制度においては一律源泉分離課税とされている利子所得について、損益通算を行うための申告を原則とする制度に改めるとともに、支払調書制度を整備する必要がある。その場合、国と納税者双方の事務負担も考慮すべきである。また、株式譲渡損失との損益通算を認める範囲を利子所得まで広げると、収税への影響が大きくなることにも留意しなければならない…」¹⁰⁾と述べ、利子所得の課税および徴収制度について抜本的な見直しが必要であることを示唆しておられる。

第3章 金融所得における損益通算

3-1. 損益通算制度

(1) 定義

現行の所得税は、分類所得税の名残かつ所得の発生源泉や担税力の違いから所得が分類されているが、それを損益通算でまとめ一本の税率表を適用することによって総合所得税を体现している。損益通算は単に分類された所得をまとめるだけの技術的なものではなく、むしろ損益通算が存在することによって現行所得税の包括的所得概念を体现していると考えられる。そうすると金融所得内の課税関係を整理して損益通算を拡大することは、損益通算の趣旨に適うものであるといえる。水野教授も「金融課税の一体化が論じられる意味は、①…、②金融関連所得にかかる損失を、他の金融関連所得と相殺すること（損益通算）である。」と損益通算が金融課税の一体化にとって重要な位置を占めていることを述べておられる¹¹⁾。ゆえに損益通算を中心として金融所得の一体化を論じることは包括的所得概念の観点からも有用である。本研究は、損益通算が金融所得内での課税と控除のバランスをとる役割をすることによって金融所得の一体化を推進し、さらに包括的所得概念の体现を達成できると思われる。

所得の発生が経常的、臨時的で異なるがこれを暦年

課税で損益通算すべきか。

損益通算とは、プラスの所得金額に対して、マイナスの損失金額の控除を認めるものであり、これらを通算して総所得金額を算出するものである。

わが国の所得税制度は、最終的に所得をまとめ一本の税率表を適用していることから総合所得税を採用している。総合所得税¹²⁾と分類所得税¹³⁾は、その制度およびしくみにおいて、一見、対立であるかのように思われるが決してそうではなく、所得税制度の構築において分類所得税と総合所得は並立し、両制度によって量と質の担税力の両側面から課税の公平を図ろうとするものである。このことは、個人の納税義務者の精緻な担税力を示す制度になっていると考えることができる。そして、所得類型の並立は、所得税制度において相反する担税力を織りなす、いわば縦糸と横糸の関係をなしているといえよう。

分類所得税は各種所得の計算ごとに異なる課税標準を算出するのに対し、総合所得税はひとつの課税標準を算出するという、基本的に相反する性質を持つことから、これら制度は基本的に所得を別の観点からアプローチしている。この2つの制度において各種所得の金額の計算上、所得源泉ないし所得の性質ごとに分類されている各種所得に一本の税率表を適用するためには、算出された各種所得（あるいは損失）の金額を合算するためのツールである「所得合算」、すなわち損益通算（所得税法69条）が必要となる¹⁴⁾。

損益通算は現行所得税制度において重要な位置を占めており、分類所得税と総合所得税をつなぐ役割をしている。

異なる所得の融合としての損益通算であり、また個人の納税義務者の担税力を正確に表すこの制度を用いて、やや二元的所得税に影響されるが、金融所得内の損益通算について論じる。

そのためにはまず、金融所得内の通算を可能にするために課税方法について統一する必要がある。

(2) 損益通算の順序

現行所得税法施行令198条は損益通算の順序について、以下のように規定している。

1回目の通算は、不動産所得の金額または事業所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、これをまず他の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額及び雑所得の金額から控除する。これらは、経常的に発生することから「経常所得」^{15) 16)}とされている。

2回目の通算は、譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、これをまず一時所得の金額から控除し、1回目の通算で控除しきれない損失の金額があるときは、譲渡所得の金額及び一時所得の金額から順次控除する。

3回目の通算は、1回目の通算および2回目の通算でなお控除しきれない損失の金額があるときは、退職所得の金額から控除することとしている。

このように、所法施行令198条では、現行の10種類の所得を経常所得とそれ以外の所得に分類しているが、経常所得内の不動産所得の金額、そして事業所得の金額の計算上、損失が生じる可能性が大きく、個人の納税義務者の担税力を的確に把握するためだと思われる。加えて、所得金額の計算上、損失金額を所得金額から控除するためには、およそ所得が継続的に発生すると考えられる経常所得から控除することが望ましいと考えられる。

3-2. 金融所得内の通算の可能性

課税方法について、利子所得との関係性からみると、多数の国民に課税されること、その数の多さ、利子の金額が多くないことから、これを総合課税の対象とすることは現実的ではない。

佐藤教授は、「現行法上、ある収入が利子所得にあるとされることから導かれる法的効果は、その収入から何らの経費・損失も控除されないということである（所得税法23条2項）。現行法上は、利子所得にかかる収入は一律源泉分離課税の対象となり、いかなる意味においても申告納税の対象とはならないため（租税特別措置法3条、所得税法181・182条）、このことは実際上は意味を持たないが、この点は、利子所得の意義を考える際には重要なてがかりとなる。

すなわち、所得税法が個人の所得を10種類に分類し、それぞれに計算方法を違えているのは、それぞれの累計の所得の担税力に応じた課税を行うためであるから、ここから現行所得税法は、利子所得を、その稼得にまったく経費等を必要としない所得を考えていることがわかるのである。…、利子所得とは、本来的には、客観的にみて、事実上、自分がリスクを負わない資金の運用から得られる所得であると考えるのが妥当であろう。なぜなら、資金の運用に際して自らが何らかのリスクを負うならば、その管理やそれへの対処のための経費等は稼得した収入から控除しなければ、ネットの所得を把握することはできないのであり、逆に言えば、そのような経費等の控除が必要ないとされているといことは、ま

さに、そのようなリスクの負担ないしはその可能性がほとんど考えられていないと解する他はないからである。」と述べておられる¹⁷⁾。

このような特徴を持つ利子所得と株式の譲渡所得とでは、性質があまりに異なろう。

筆者はこれまで拙稿「損益通算制度に関する理論的検討」¹⁸⁾で、損益通算の控除順序の理論的考え方として、既存の区分にその糸口を見出すことができよう。

現行所得税法施行令 198 条は、10 種類に分類されている所得を、さらに経常所得とそれ以外の所得に分類しており、これは他の条文にない特徴としてあげられる。

その控除順序の趣旨は、会計学の考え方をベースとして、「経常」という用語を用いて、10 種類の所得を 2 つのグループに分類している。

通説では、「所得税は、総合課税主義を採用しているので一応一切の損益を通算して所得金額を計算することも考えられるが、経常所得と長期資産処分所得等の臨時所得とはその性格が異なっていること、純財産増加説を採用していないこと等で完全に総合されているものではないとの理由で一時所得以外の所得の計算上損失がある場合には通算できることとなっている。」¹⁹⁾

このように期間損益の考え方や担税力に応じた考え方によれば、例えば金融所得というグループで分類し通算することも可能であると考えられる。

国枝氏は、「…、理論的には、株式譲渡益課税は、譲渡損失の損益通算が確保されていれば、リスク投資を促進する。これは資産選択が当該資産の期待収益率と分散に基づきなされる標準的な資産選択モデルを考えた場合、税引き後の分散は株式譲渡益に対する税率が高いほど小さくなるからである。言い換えれば、株式譲渡益課税の形を通じ、国がリスク投資につき利益も損失も一部享受・負担することにより、リスクを一部分担するからである。ただし、現実の税制では、いずれの国においても株式譲渡損失額を他の所得から控除することに何らかの制限が付されており、損失が出た場合の国によるリスク負担は限定的となっている。その場合には、利益と損失の税制上の取扱いが非対称のため、リスクの高い投資ほど、株式投資の期待値が引き下げられてしまい、投資家によるリスク・テイキングに中立な税制のためには、株式の譲渡損失の損益通算が、金融所得のみに限らず広く認められることが望ましいこととなる。実際、シャープ勧告においても譲渡損失の全額控除が提案されていた。」²⁰⁾と述べておられ、経済的な視点から、株式の譲渡損失の損益通算について広く認め

るべきだとしている。

筆者は、株式の譲渡損失は、損失の発生のタイミングを自ら選択できることから、他の所得との損益通算については、性質が異なると考えている。

第 4 章 終わりに

4-1. まとめ 一課税と控除の視点から

本論文では、金融所得に関して課税と控除の視点から損益通算を試みた。

金融所得というグループわけにおいて、所得の発生のタイミングが経常的である所得と臨時的な所得があり、そのことから現行所得税法では損益通算が難しいことは言うまでもない。したがって、金融所得内の課税の均衡が、ひいてはその控除、および損益通算につながると思われる。そのためにはまず課税方式を統一する必要がある。その上で、金融所得内での損益通算が望ましい。具体的には、本論文で述べたのは、株式の譲渡損失および配当所得、利子所得との損益通算である。

金融商品の収益についての課税の中立性を重んじる立場からは、利子所得、配当所得、そして株式の譲渡所得などの金融商品からの収益に対する課税をすべて同じにし、さらには、かりに株式の譲渡から損失が生じた場合にはこれらの他の所得から差し引けるようにすべきだという主張がなされる。これが通常、金融所得一体課税と呼ばれている考え方である。これは現在のわが国の税制の姿にも強い影響を与えている²¹⁾。

4-2. 残された課題

本稿では、金融所得の損益通算に焦点を当てて論じたため、他の所得との損益通算については論じていない。また、論文冒頭でも述べたが、現行所得税における包括的所得概念に基づく分類所得税について述べたため、二元的所得税との関連については対象としなかった。今後は、二元的所得税導入に向けての議論も必要であろう。

金融所得は軽課、他の所得は重課という考えについて、これも再度検討する必要がある。金融所得は足の速い所得といわれ、税制としてはむしろ所得を捕捉するために重課としてきた経緯がある。金融所得の範囲を拡大し、損益通算することによって、投資家によるリスク・テイキングを促すことによって、損益通算における課税と控除のバランスが維持できるものと思われる。

謝辞

本研究は、公益財団法人 全国銀行学術研究振興財団の助成金交付により研究が遂行されたものです。この場を借りて深く御礼申し上げます。

注

- 1) 佐藤教授によれば「…金融商品の収益についての課税の中立性を重んじる立場からは、利子所得、配当所得、そして株式の譲渡所得などの金融商品からの収益に対する課税をすべて同じにし、さらには、かりに株式の譲渡からの損失が生じた場合にはこれらの他の所得から差し引けるようにすべきだ」という主張がなされる。これが通常、金融所得一体課税と呼ばれている考え方である。これは現在のわが国の税制の姿にも強い影響を与えている。」として、課税の中立に重点を置いて、金融所得の課税と控除に関して述べておられる（『スタンダード所得税法』〔第2版補正2版〕82頁、弘文堂、2020）。
- 2) 日本銀行調査統計局の「資金循環の日米欧比較」によれば、家計の金融資産 1,845 兆円のうち、現金・預金は約 54%、債務証券・投資信託・株式等は約 15%となっている。他方、アメリカは、現金・預金が約 14%、債務証券・投資信託、株式等は約 51%と日本のそれとは対照的な資産構成となっている。（「資金循環の日米欧比較」日本銀行調査統計局 2020 年 8 月 21 日）
- 3) 二元的所得税は所得を利子、配当、キャピタルゲインなどの資本所得と、それ以外の所得に分け、前者には比較的低率な比例税率での課税を、後者には総合累進課税を行う所得税の仕組みである。二元的所得税の利点は、包括的所得概念の執行の困難さ、資源配分の効率性の重視、他国への資本逃避への懸念、キャピタルゲインを含むすべての資本・金融所得を同等に取り扱うべきという考え方、法人税との統合の容易さなどが挙げられている。二元的所得税については、資本所得を軽課し、勤労所得を重課するために公平が損なわれるといった批判もあるが、相続税など富の移転に対する課税の強化や社会保障給付などにより対処が可能といった反論もなされている。わが国においては、利子や配当、株式譲渡益など金融商品から生じる所得につき、他の所得と分離した上で、比例税率で一体として課税すべきという考え方あり、実際の制度もその考え方を反映しつつあるが、このよ

うな考え方は二元的所得税の影響を受けたとする見解もある。

- 4) 筆者は博士学位論文で「損益通算制度」について執筆している。博士学位論文では、分類所得税と総合所得税をつなぐツールとして損益通算が機能不全に陥っていることに着目し、損益通算を構成する所得課税および支出控除の両側面の問題を解決することによって、損益通算の機能を回復させ、担税力の質的差異および源泉を考慮しない担税力の大きさの調整を図ることができる損益通算制度のモデルを示唆した。具体的には、雑所得を損益通算の対象とすることによって包括的所得概念を体现でき、かつ雑所得の支出を精緻化し、所得金額の計算上、所得のマイナスの損失金額を他のプラスの所得金額から控除することができる立法的措置を行った。前述の論文では、包括的所得概念を体现する損益通算制度の確立に重点を置いた。そのため、本論文の視点、「金融所得の一体化」という視点から論じられておらず、本論文はいわば博士学位論文の続きといってもよいであろう。なお、前述の博士論文は以下の論文として公表されている。（拙稿「包括的所得に関する新たな試み—雑所得を中心とした所得構成論—」、「分類所得における包括的所得の構成—分類基準の多様性に関する考察—」いずれも『大阪樟蔭女子大学論集』第 47 号（2010）、「所得税法 69 条の理論的検討と損益通算制度の再構成」、「損益通算の控除順序における機能的検討—所得税法施行令 198 条を中心として—」いずれも『大阪樟蔭女子大学研究紀要』第 2 巻（2012））。
- 5) この点について、水野教授は「…、二元的所得税の採用は、総合課税の目標も大きく変え、資本所得の課税上有利な状況を肯定するものである。二元的所得税の根拠にある資本の海外流出という経済的問題は盛んに議論された…」と述べておられる。北欧 4 国では、二元的所得税を採用したが、その背景には、①それまで総合課税が採用されていたが、効率的ではなかったこと、②勤労所得者には、国による社会保障給付が進んでいること、③最適課税論といっても、資本所得と勤労所得と②に対する適正な税率を提供することはできないこと、が明らかにされた。
- 6) 佐藤・前掲注（1）、66-67 頁。
- 7) 「金融システム改革と金融関係税制—金融課税小委員会中間報告—（平成 9 年 12 月）」『税制調査会

- 金融課税小委員会』7-8頁。
- 8) 佐藤英明「利子所得の意義と変則的な利子に関する課税方法」『税務事例研究』10号、37頁(1991)。
 - 9) 佐藤・前掲注(1)、62頁。
 - 10) 水野忠恒「金融資産収益の課税－金融課税の一体化」『日税研論集』55号、24-25頁(2004)。
 - 11) 前掲注(10)、19頁
 - 12) 総合所得税は、個人の納税義務者に帰属する各種所得を合算して、総合的な担税力を把握し、一本の累進税率を適用する制度であり、各人の総合的な所得の大きさに、源泉を考慮しない担税力の大きさを求めることができる。
 - 13) 分類所得税は、所得を源泉ないし性質に応じていくつかの種類に分類し、各所得ごとに別々に課税する制度である。分類所得が所得を分類し、それぞれ異なる計算方法を設けているのは、一般的に所得によって、源泉に応じた担税力の質的差異があるからである。
 - 14) 拙稿「所得税法69条の理論的検討と損益通算制度の再構成」『大阪樟蔭女子大学研究紀要』第2巻169-170頁(2012)
 - 15) 「経常所得」という用語は、損益通算の順序を規定した所法施行令198条においてのみ用いられている用語であり、継続的に発生するものである。会計学においては、損益計算書の区分で、每期継続的・反復的に生ずる損益を「経常損益」と区分していることから、経常所得は、会計学のそれを借用した概念であると考えられる。
 - 16) 北野教授は、勤労所得と資産所得という分類のほかに、経常所得とそれ以外の所得という用語は用いず、「回帰性所得」と「非回帰性所得」という用語を用いておられる。非回帰性所得を原稿料等、退職所得、一時所得等としており、それ以外が回帰性所得ということになる。教授は単に所得の量的担税力だけではなく、所得の質的担税力をも考慮しなければ、憲法の意図する応能負担原則の要請に適合しないと述べておられる。(北野弘久『税法学原論』[第4版]140頁、青林書院(2000))
 - 17) 佐藤・前掲注(8)、40頁。
 - 18) 「損益通算の控除順における機能的検討—所得税法施行令198条を中心として—」『大阪樟蔭女子大学研究紀要第2号、184頁(2012)。
 - 19) 掃部實「個人の所得計算—申告を中心とした」『税経通信』56号102頁(1950)。
 - 20) 国枝繁樹「金融所得一体課税の論点と課題」『税務弘報』52巻2号、9頁(2004)。
 - 21) 佐藤・前掲注(6)、82頁。

Integration of Finance Income and Aggregation of Total Profit and Loss

Faculty of Liberal Arts, Department of Life Planning
Saori OCHI

Abstract

The purpose of this paper is to integrate finance income by profit and loss.

Total profit and loss is not just a technical method to put together classified income, but rather embodies the concept of comprehensive income by its existence.

This paper, from a viewpoint of the balance between taxation and deduction of finance income, unifies the taxation method and achieves the integration of finance income by using total profit and loss.

Keywords: finance income, aggregation of profit and loss, loss, method of taxation

